

社会的企業育成法

[施行 2012. 8. 2]

[法律第 11275 号 2012. 2. 1 一部改正]

雇用労働部人材需給政策局（社会的企業課）02-2110-7171

HP－法令 26

（目的）

第 1 条 この法律は、社会的企業の設立・運営を支援し、社会的企業を育成することで、我々の社会で十分に供給されていない社会サービスを拡充し、新しい就労の場を創り出し、もって社会統合と国民生活の質の向上に資することを目的とする。 [全文改正 2010. 6. 8]

（定義）

第 2 条 この法律で用いる用語の意義は、次のとおりである。

1. 「社会的企業」とは、脆弱階層に社会サービス若しくは就労の場を提供し、又は地域社会に貢献することによって地域住民の生活の質を高める等の社会的目的を追求しつつ、財貨及びサービスの生産・販売等の営業活動を行う企業として、第 7 条に基づき認証を受けた者をいう。
2. 「脆弱階層」とは、自身に必要な社会サービスを市場価格で購入することに困難があり、又は労働市場の通常条件での就業が特に困難な階層をいい、その具体的な基準は大統領令で定める。
3. 「社会サービス」とは、教育、保健、社会福祉、環境及び文化分野のサービス、その他これに準ずるサービスとして大統領令で定める分野のサービスをいう。
4. 「関係企業」とは、特定の社会的企業に対して財政支援、経営諮問等多様な支援をする企業として、その社会的企業と人的・物的・法的に独立している者をいう。
5. 「関係地方自治体」とは、地域住民のための社会サービスの拡充及び就労の場の創出のために、特定の社会的企業を行政的・財政的に支援する地方自治体をいう。

[全文改正 2010. 6. 8]

（運営主体別の役割及び責務）

第 3 条

- (1) 国家は、社会サービスの拡充及び就労の場の創出のために、社会的企業に対する支援対策を樹立して必要な施策を総合的に推進しなければならない。
- (2) 地方自治体は、地域別特性に適合した社会的企業支援施策を樹立・施行しなければならない。
- (3) 社会的企業は、営業活動を通じて創出した利益を社会的企業の維持・拡大に再投資するよう

に努力しなければならない。

(4) 連係企業は、社会的企業が創出する利益を取ることができない。

第4条 削除 (2010.6.8)

(社会的企業育成基本計画の樹立)

第5条

(1) 雇用労働部長官は、社会的企業を育成して体系的に支援するために、「雇用政策基本法」第10条の雇用政策審議会（以下「雇用政策審議会」という。）の審議を経て社会的企業育成基本計画（以下「基本計画」という。）を5年ごとに樹立しなければならない。

(2) 基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 社会的企業に対する支援の推進方向
2. 社会的企業の活性化のための条件造成に関する事項
3. 社会的企業の運営支援に関する事項
4. その他社会的企業の育成及び支援のために大統領令で定める事項

(3) 雇用労働部長官は、基本計画に基づく年度別施行計画を毎年樹立・施行しなければならない。

(4) 基本計画及び年度別施行計画の樹立・施行に必要な事項は、大統領令で定める。

[全文改正 2010.6.8]

(市・道別社会的企業支援計画の樹立等)

第5条の2

(1) 特別市長・広域市長・道知事及び特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）は、管轄区域の社会的企業を育成して体系的に支援するために、大統領令で定めるところにより市・道別社会的企業支援計画（以下「支援計画」という。）を樹立して施行しなければならない。この場合、支援計画は基本計画と連携するようにならなければならない。

(2) 市・道知事は、第1項に基づき支援計画を樹立したときには大統領令で定めるところによりその計画を雇用労働部長官に提出しなければならない。

(3) 雇用労働部長官は、樹立された支援計画の内容等が優れた市・道に別途の支援をすることができる。

[本条新設 2010.6.8]

(実態調査)

第6条 雇用労働部長官は、社会的企業の活動実態を5年ごとに調査し、その結果を雇用政策審議会に通報しなければならない。

[全文改正 2010.6.8]

(社会的企業の認証)

第7条

- (1) 社会的企業を運営しようとする者は、第8条の認証要件を備えて雇用労働部長官の認証を受けなければならない。
- (2) 雇用労働部長官は、第1項による認証をしようとするときは雇用政策審議会の審議を経なければならない。

(全文改正 2010. 6. 8)

(社会的企業の認証要件及び認証手続)

第8条

- (1) 社会的企業として認証を受けようとする者は、次の各号の要件をすべて備えなければならない。

(改正 2012. 2. 1)

 1. 「民法」による法人・組合、「商法」による会社・合資組合、特別法により設立された法人又は非営利民間団体等大統領令で定める組織形態を備えること
 2. 有給勤労者を雇用して財貨とサービスの生産・販売等営業活動を行うこと
 3. 脆弱階層に社会サービス若しくは就労の場を提供し、又は地域社会に貢献することによって地域住民の生活の質を高める等社会的目的の実現を組織の主な目的とすること。この場合、その具体的な判断基準は大統領令で定める。
 4. サービス受患者、勤労者等利害関係者が参加する意思決定構造を備えること
 5. 営業活動を通じて得る収入が大統領令で定める基準以上であること
 6. 第9条による定款や規約等を備えること
 7. 会計年度ごとに配分可能な利潤が発生した場合には、利潤の3分の2以上を社会的目的のために使用すること（「商法」による会社・合資組合である場合に限る。）
 8. その他運営基準に関して大統領令で定める事項を備えること
- (2) 雇用労働部長官は、社会的企業を認証した場合にはその事実を官報に掲載しなければならない。
- (3) 社会的企業認証の方法及び手続に関して必要な事項は雇用労働部令で定め、社会的企業認証審査基準は雇用労働部長官が告示する。

[全文改正 2010. 6. 8]

[施行日:2012. 4. 15] 第8条第1項の改正規定中、合資組合に関する部分

(定款等)

第9条

- (1) 社会的企業として認証を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した定款又は規約等(以下「定款等」という。)を備えなければならない。

(改正 2012. 2. 1)

1. 目的
 2. 事業内容
 3. 名称
 4. 主たる事務所の所在地
 5. 機関及び支配構造の形態と運営方式及び重要事項の意思決定方式
 6. 収益配分及び再投資に関する事項
 7. 出資及び融資に関する事項
 8. 従事者の構成及び任免に関する事項
 9. 解散及び清算に関する事項（「商法」による会社・合資組合の場合には、配分可能な残余財産があれば残余財産の3分の2以上を他の社会的企業又は公益的基金等に寄付することとする内容が含まれなければならない。）
 10. その他大統領令で定める事項
- (2) 前項による定款等が変更された場合には、変更日から14日以内にその内容を雇用労働部長官に報告しなければならない。

[全文改正 2010. 6. 8]

[施行日:2012. 4. 15] 第9条第1項の改正規定中、合資組合に関する部分

(経営支援等)

第10条

- (1) 雇用労働部長官は、社会的企業の設立及び運営に必要な経営・技術・税務・労務・会計等の分野に対する専門的な諮問及び情報提供等の支援を行うことができる。
- (2) 雇用労働部長官は、第1項の支援業務を大統領令で定める政府出捐機関や民間団体に委託することができる。

[全文改正 2010. 6. 8]

(教育訓練支援等)

第10条の2 雇用労働部長官は、社会的企業の設立・運営に必要な専門人材の育成、社会的企業勤労者の能力向上のために、教育訓練を実施することができる。 [本条新設 2010. 6. 8]

(施設費等の支援)

第11条 国家及び地方自治体は、社会的企業の設立若しくは運営に必要な敷地購入費・施設費等を支援・融資し、又は国有・共有財産及び物品を貸付若しくは使用させることができる。

(改正 2012. 2. 1)

(公共機関の優先購買)

第12条

- (1) 「中小企業製品購買促進及び販路支援に関する法律」第2条第2号による公共機関の長（以下「公共機関の長」という。）は、社会的企業が生産する財貨やサービス（以下「社会的企業製品」という。）の優先購買を促進しなければならない。（改正2012.2.1）
 - (2) 公共機関の長は、社会的企業製品の購買増大のための購買計画と前年度購買実績を雇用労働部長官に通報しなければならない。（改正2012.2.1）
 - (3) 雇用労働部長官は、第2項による購買計画と購買実績を総合して公告しなければならない。（新設2012.2.1）
 - (4) 第2項及び第3項による購買計画と購買実績の通報及び公告に必要な事項は、大統領令で定める。（新設2012.2.1）
- [全文改正2010.6.8]

（租税減免及び社会保険料の支援）

第13条

- (1) 国家及び地方自治体は、社会的企業に対して、「法人税法」、「租税特例制限法」及び「地方税特例制限法」が定めるところにより国税及び地方税を減免することができる。（改正2010.3.31）
- (2) 国家は、社会的企業に対して、「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」による雇用保険料及び産業災害補償保険料、「国民健康保険法」による保険料及び「国民年金法」による年金保険料の一部を支援することができる。

（社会サービス提供社会的企業に対する財政支援）

第14条

- (1) 雇用労働部長官は、社会サービスを提供する社会的企業に対して、予算の範囲内で公開募集及び審査を通じて社会的企業の運営に必要な人件費、運営経費、諮問費用等の財政的な支援を行うことができる。
 - (2) 雇用労働部長官は、連係企業又は連係地方自治体から支援を受けている社会的企業に第1項による支援をするときにはその連係企業や連係地方自治体の財政支援状況を考慮し事業費を追加して支援することができる。
 - (3) 財政支援対象の選定要件及び審査手続等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。
- [全文改正2010.6.8]

（連係企業の責任の限界）

第15条 連係企業は、社会的企業の勤労者に対して雇用上の責任を負わない。

(連係企業等に対する租税減免)

第 16 条 国家及び地方自治体は、社会的企業に寄付を行う連係企業・法人又は個人に対して、「法人税法」、「所得税法」、「租税特例制限法」及び「地方税法」で定めるところにより国税及び地方税を減免することができる。 [全文改正 2010. 6. 8]

(社会的企業の日)

第 16 条の 2

- (1) 国家は、社会的企業に対する理解を深めて社会的企業家の活動を奨励するために、毎年 7 月 1 日を社会的企業の日と定め、社会的企業の日から 1 週間を社会的企業週間とする。
- (2) 国家と地方自治体は、社会的企業の日趣旨に適合した行事等の事業を実施するように努めなければならない。

[本条新設 2010. 6. 8]

(報告等)

第 17 条

- (1) 社会的企業は、事業実績、利害関係者の意思決定参加内容等雇用労働部令で定める事項を記した事業報告書を作成して毎会計年度 4 月末及び 10 月末までに雇用労働部長官に提出しなければならない。この場合、雇用労働部長官は雇用労働部令で定める方法により事業報告書を公表することができる。 (改正 2012. 2. 1)
- (2) 雇用労働部長官は、社会的企業を指導・監督し、必要と認める場合には社会的企業及びその構成員に対して業務に必要な報告や関係書類の提出を命じることができる。
- (3) 雇用労働部長官は、第 1 項により提出された事業報告書に基づき社会的企業の運営に関する評価をすることができる。
- (4) 雇用労働部長官は、第 1 項から第 3 項までによる報告事項の検討、指導・監督及び評価をした結果、必要であれば是正を命令することができる。

[全文改正 2010. 6. 8]

(認証の取消)

第 18 条

- (1) 雇用労働部長官は、社会的企業が次の各号のいずれか一に該当することになれば認証を取り消すことができる。ただし、第 1 号に該当すれば認証を取り消さなければならない。

(改正 2012. 2. 1)

1. 偽りやその他の不正な方法で認証を受けた場合
2. 第 8 条の認証要件を備えなくなった場合
3. 偽りやその他の不正な方法でこの法律若しくは他の法令による財政支援を受け、又は受け

ようとした場合

4. 経営悪化等社会的企業の維持が困難である特別な事由なく認証を返却する場合
- (2) 雇用労働部長官は、第1項により認証が取り消された企業又は当該企業と実質的同一性が認められる企業に対しては、その取り消された日から3年が経過していない場合には認証をしてはならない。この場合、実質的同一性の基準に関しては、大統領令で定める。(新設 2012. 2. 1)
- (3) 雇用労働部長官は、第1項により認証を取り消そうとするときは聴聞をしなければならない。
(改正 2012. 2. 1)
- (4) 認証取消の具体的基準及び細部手続は、雇用労働部令で定める。
(改正 2012. 2. 1)
- [全文改正 2010. 6. 8]

(類似名称の使用禁止)

第19条 社会的企業でない者は、社会的企業又はこれと類似の名称を使用してはならない。

(韓国社会的企業振興院の設立等)

第20条

- (1) 雇用労働部長官は、社会的企業の育成及び振興に関する業務を効率的に遂行するために、韓国社会的企業振興院（以下「振興院」という。）を置く。
- (2) 振興院は、法人とする。
- (3) 振興院は、その主たる事務所の所在地において設立登記をすることによって成立する。
- (4) 振興院は、次の各号の事業を行う。
(改正 2012. 2. 1)
1. 社会的企業家の養成と社会的企業モデルの発掘及び事業化支援
 2. 社会的企業のモニタリング及び評価
 3. 業種・地域及び全国単位の社会的企業ネットワークの構築・運営支援
 4. 社会的企業ホームページ及び統合情報システムの構築・運営
 5. 経営・技術・税務・労務・会計等の改善のためのコンサルティング支援
 6. 社会的企業関連国際交流協力
 7. その他この法律又は他の法令等により委託を受けた社会的企業に関連した事業
 8. 第1号から第7号までの事業に附帯する事業
- (5) 政府は、予算の範囲で振興院の設立・運営に必要な経費を出捐することができる。
- (6) 振興院に関しこの法律で定めるものを除いては、「民法」中財団法人に関する規定を準用する。
- (7) 振興院は、国家、地方自治体、教育・研究機関等の公共機関に業務遂行に必要な資料を提供するよう要請することができる。
- (8) 振興院の役職員は、「刑法」第129条から第132条までの規定による罰則の適用においては公務員とみなす。

- (9) 振興院の役職員又は役職員であった者は、職務上知り得た秘密を漏洩し、又は他の用途で使用してはならない。
- (10) 雇用労働部長官は、振興院を指導・監督し、振興院に対して業務・会計及び財産に関して必要な事項を報告させ、又は所属公務員をして振興院に立ち入らせて帳簿・書類、その他の物を検査させることができる。
- (11) 振興院の定款、理事会・役員、会計、関係機関との業務協助、その他振興院の設立・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。
- (12) 振興院でない者は、韓国社会的企業振興院又はこれと類似の名称を使用することができない。

[本条新設 2010. 6. 8]

[従前第 20 条は第 21 条に移動 (2010. 6. 8)]

(権限の委任及び委託)

第 21 条

- (1) この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところによりその一部を地方自治体の長又は地方雇用労働官署の長に委任することができる。 (改正 2012. 2. 1)
- (2) 雇用労働部長官は、次の各号の業務を振興院に委託することができる。
1. 第 6 条による社会的企業活動に関する実態調査
 2. 第 7 条第 1 項による社会的企業認証に関する業務
 3. 第 9 条第 2 項による定款等の変更に関する報告書の受理
 4. 第 10 条の 2 による教育訓練の実施

[全文改正 2010. 6. 8]

[第 20 条から移動、従前第 21 条は第 23 条に移動 (2010. 6. 8)]

(罰則)

- 第 22 条 第 20 条第 9 項に違反して職務上知り得た秘密を漏洩し、又は他の用途で使用した者は、3 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。 [本条新設 2010. 6. 8]

(過怠料)

第 23 条

- (1) 次の各号のいずれか一に該当する者には、1 千万ウォン以下の過怠料を賦課する。
1. 第 17 条第 4 項による是正命令を履行していない者
 2. 第 19 条に違反して社会的企業又はこれと類似の名称を使用した者
- (2) 次の各号のいずれか一に該当する者には、500 万ウォン以下の過怠料を賦課する。
1. 第 9 条第 2 項による定款等の変更に対する報告義務を履行していない者
 2. 第 17 条第 1 項による事業報告書の作成・提出義務を怠り、又は偽りやその他の不正な方

法で作成した者

3. 第 17 条第 2 項による報告をせず、若しくは偽りに報告をした者又は書類を提出せず、若しくは偽りに提出をした者
 4. 第 20 条第 12 項に違反して韓国社会的企業振興院又はこれと類似の名称を使用した者
- (3) 第 1 項及び第 2 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより雇用労働部長官が賦課・徴収する。

[全文改正 2010. 6. 8]

[第 21 条から移動 (2010. 6. 8)]

付則 (法律第 8217 号 2007. 1. 3)

この法律は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

付則 (法律第 10360 号、2010. 6. 8)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

第 2 条

- (1) 雇用労働部長官は、この法律の施行前に 5 人以内の設立委員を委嘱し、振興院の設立に関する事務を処理させることができる。
- (2) 設立委員は、振興院の定款を作成し、雇用労働部長官の認可を受けた後、設立登記をしなければならない。
- (3) 設立委員は、振興院の設立登記を終えた後直ちに振興院長に事務を引き渡さなければならない、事務引き継ぎが終了したときは解職されたものとみなす。

付則 (法律第 11275 号、2012. 2. 1)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の改正規定中合資組合に関する部分は 2012 年 4 月 15 日から施行し、第 12 条及び第 18 条の改正規定は公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

(認証取消しに関する適用例)

第 2 条

- (1) 第 18 条第 1 項第 3 号の改正規定は、同改正規定の施行後最初に偽り又はその他の不正な方法によりこの法律又は他の法令による財政支援を受け、又は受けようとした場合から適用する。
- (2) 第 18 条第 1 項第 4 号の改正規定は、同改正規定の施行後最初に経営悪化等社会的企業の維持が困難である特別な事由なく認証を返却する場合から適用する。
- (3) 第 18 条第 2 項の改正規定は、同改正規定施行後最初に認証が取消しとなった企業又は当該企業と実質的同一性が認められる企業から適用する。